

自由金利型定期預金規定

(大口定期)

佐賀信用金庫
2020年4月現在

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間（以下、「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、③のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。

また、Cの算式により計算した利率が0%以下の場合には対象外とします。）のうち、最も低い利率を採用します。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、③のBおよびC（小数点第4位以下は切り捨てます。

また、Cの算式により計算した利率が0%以下の場合には対象外とします。）のうち、いずれか低い利率を採用します。

③ 算式

A. 解約日における普通預金利率

B. 約定利率－約定利率×30%

C. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数

なお、基準金利とは、解約日にこの預金の元金を満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「定期性預金等 共通規定」により取扱います。

以上